		死　亡	組合活動中の死亡
死亡診断書（死体検案書）		○	○
加入者および共済金受取人の戸籍謄本		○	○
共済金受取人の印鑑証明書　※ 共済金の額が200万円を超える場合必要		○※	○
組合活動共済罹災報告書兼事故証明書（ＪＡＭ専用）			○
不慮の事故の場合	傷害事故発生通知書兼証明書（こくみん共済 coop指定）	△	○
	交通事故証明書（交通事故の場合）、労災保険請求書（労災事故の場合）	△	○
委任状　※ 同順位の受取人が複数いる場合に代表者を定めるときに必要		○	○
除籍の記載のある証明書（戸籍謄本）		○	○
誓約書	※ 生命傷害特約、病気入院特約を付帯している場合、組合員の死亡以前に発生していた「組合員が受取人となる共済金」の請求・受領について必要 ※ 受取人が配偶者の場合、または入院共済金の額が10万円以下の場合不要		

△は生命障害特約を付帯している場合に限り、提出が必要

※ 死亡共済金が100万円を超える場合はマイナンバーの提出が必要です。提出書類につきましては、こくみん共済 coopへお問合わせ下さい。